

日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する

お問い合わせ窓口

東海村社会福祉協議会

TEL: 029-282-2804 (代表)
FAX: 029-283-4535

〒319-1112
茨城県那珂郡東海村村松2005番地
東海村総合福祉センター「絆」内
E-mail: toka@t-shakyo.or.jp
URL: http://www.t-shakyo.or.jp/



各種相談機関

<成年後見制度申し立ての支援や身寄りがいない方等の法定後見申し立てについて>

お問い合わせ先	所在地	連絡先
東海村地域包括支援センター	〒319-1118 東海村舟石川駅東3-9-33 なごみ東海村総合支援センター内	TEL: 029-287-2525 FAX: 029-282-3538

<成年後見制度・任意後見制度について>

お問い合わせ先	所在地	連絡先
水戸家庭裁判所	〒310-0062 水戸市大町1-1-38	TEL: 029-224-8175
茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	TEL: 029-221-3501 FAX: 029-227-7747
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部	〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16 茨城司法書士会館内	TEL: 029-302-3166 FAX: 029-302-3177
茨城県社会福祉士会 権利擁護・成年後見センター「ばあとなあひばらき」	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館5階	TEL: 029-244-9030 FAX: 029-244-9030

<任意後見制度・公正証書について>

お問い合わせ先	所在地	連絡先
水戸合同公証役場	〒310-0801 水戸市桜川1-5-15 都市ビル1号6階A	TEL: 029-231-5328 FAX: 029-221-8758

かけがえのない一人ひとりの想いと
行動を紡ぐまちづくり

かけがえのないあなたのための

日常生活自立支援事業 と 成年後見制度

介護保険や年金関係の
書類がたくさんくるけど
どう手続きしたらいいか
わからないなあ...

お金の管理が
心配だなあ...

財産管理を
することが
心配だなあ...

訪問販売など
悪質業者がきたら
どうしようかなあ...

あなたのくらしをサポートします。

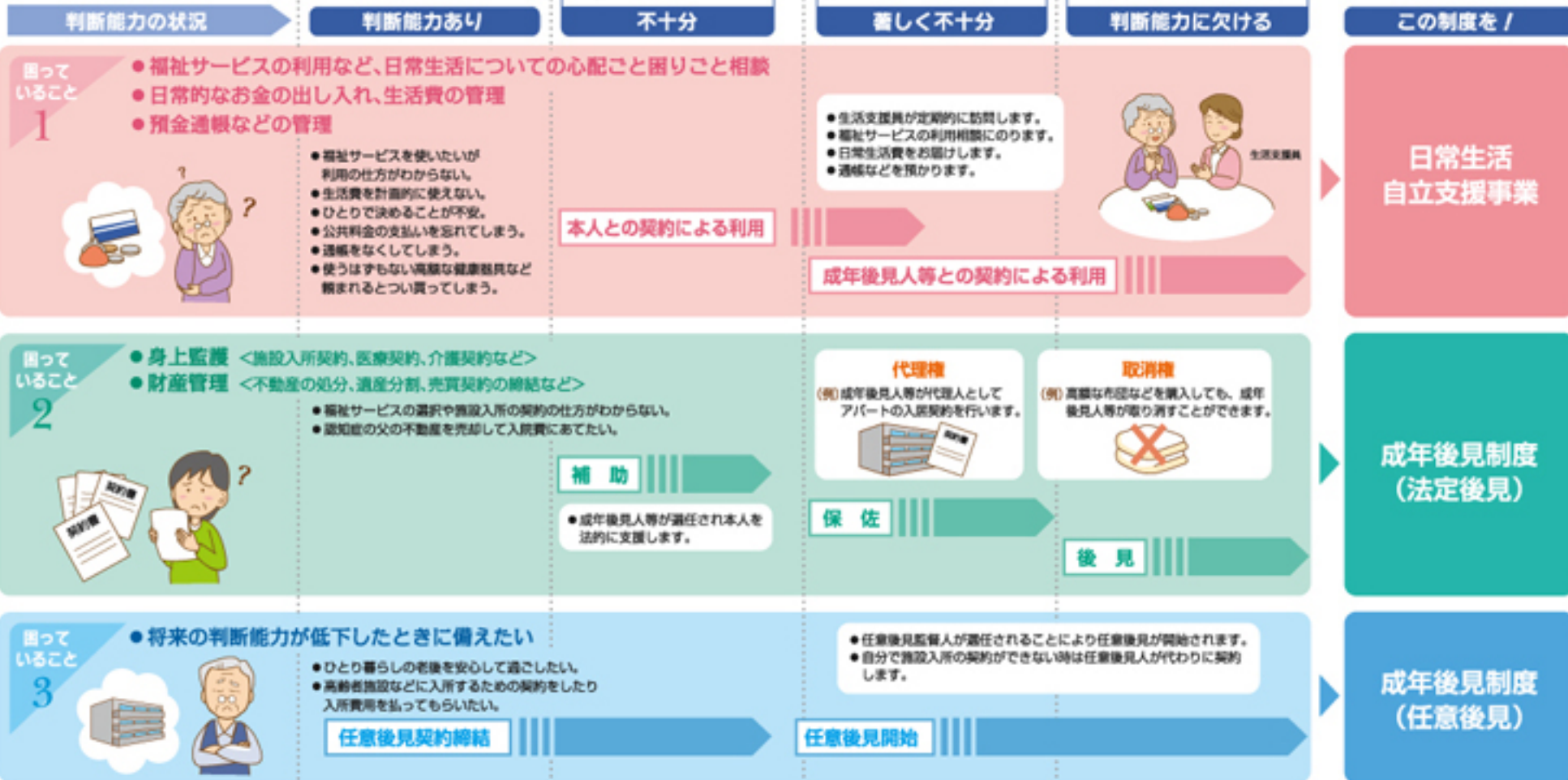


社会福祉法人 東海村社会福祉協議会

こんな時はこの制度を

<ご利用できる方>

日々の暮らしに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が対象になります



日常生活自立支援事業 と 成年後見制度 の支援範囲の比較

	日常生活に関すること				療養・看護に関すること			財産管理に関すること		
	日常生活の金銭管理	年金の受領に必要な手続き	通帳や銀行印の保管	福祉サービスの利用契約	病院入院契約	医療・住居の確保	施設の入退所契約	不動産の処分や管理	遺産分割	消費者被害の取消
日常生活自立支援事業	○	○	○	△ (手続き支援)	△ (手続き支援)	×	△ (手続き支援)	×	×	△ (手続き支援)
成年後見制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

日常生活自立支援事業

●サービスの内容●

福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行、代理
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



日常的金融管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的金融管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。



書類等の預かりサービス

- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします

預かることができるもの（書類など）

- 年金証書・預貯金通帳・証書（保険証書、不動産権利書、契約書など）
- 実印・銀行印・その他適当と認めた書類など（カードを含む）

預かることができないもの

- 宝石・書画・骨董品
- 貴金属類など

日常生活の事務手続きサービス

- 日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします
- 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の提出などに関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き



●利用料●

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。
契約締結後の援助については有料です。

サービス利用料

1時間あたり

900 円

書類預かりサービス

1ヶ月あたり

500 円

成年後見制度（法定後見）

●サービスの内容●

成年後見制度とは

判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見の内容

判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「補助人」「保佐人」「後見人」を選任します。なお、成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

類型

補助

保佐

後見

判断能力の程度

●ほとんどのことは自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人の利益のためには他の人に援助してもらう方がよい状態

●日常生活では何とかが自分で判断でき、簡単な財産管理や契約は自分でできるが、不動産の売買や大きな契約は難しい状態

●日常的な買い物も自分でできない
●日常的な事務（家族の名前や自分の住所）がわからない
●意思疎通ができない など

●法定後見制度でできること●

生活に関すること 身上監護

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席（ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません）
- 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

金銭に関すること 財産管理

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利金などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い



●申立ての流れ●

申 立 て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。（申立てに必要な書類は5ページをご覧ください）

審 判 手 続 き

家庭裁判所は、申立て書類を審査し、申立人やご本人に面接するなどして実情を把握します。また、親族の方に問い合わせをすることもあります。さらに、ご本人の判断能力を判定するために鑑定が行われることもあります。

裁 判

家庭裁判所が後見等の開始と成年後見人等の選任の審判をします。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督官が選ばれることもあります。

告 知 ・ 通 知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知または通知されます。

成年後見登記

法務局に登記されます。戸籍には記載されません。

成年後見制度(法定後見)

●利用するには●

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人の他に配偶者や四親等内の親族ができます。

本人に判断能力がなく、四親等内の親族もない場合は、村長の申立てができます。

申立てを受けると、必要に応じて家庭裁判所の調査官が調査をしたり、鑑定をしたりする場合があります。

提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等が選任されると、法定後見が開始されます。

●報酬について●

補助人、保佐人、後見人の報酬は、本人の財産や援助の内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。

また、報酬は原則として本人の財産の中から支払われます。

●申立てに必要な書類と金額●

※申立てをする裁判所により必要書類が異なる場合があります。

申 立 書	必要事項を記載したもの。家庭裁判所で配布しています。
収 入 印 紙	800円～(申立て手数料。申立書に貼付します。)*代理権・同意権付与の申立ては各800円追加
郵 便 切 手	4,000円程度～5,000円程度(類型によって異なります。)
登 記 印 紙	4,000円
添 付 書 類	申立人の
	●戸籍謄本、住民票 各1通 ※申立人が本人と同じ戸籍、又は同じ住民票に入っていれば不要
	●戸籍謄本、住民票(戸籍附票でも可) 各1通 ●成年後見に関する「登記事項証明書」 または「登記されていないことの証明書」(水戸地方法務局で発行できます) ●医師の診断書(裁判所の定めた診断書) ●資産・収入などを証する資料(不動産登記簿謄本、預貯金通帳の写しなど) 本人以外の申立ての場合
鑑 定 費 用	●申立てについての同意書(補助開始の場合) ●同意権・代理権の付与についての同意書 (補助開始または保佐開始の場合)
	成年後見等候補者の
	●戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書 各1通
	保佐・後見類型の場合は、医師による鑑定が必要となる場合があります。 鑑定費用は約5～10万円程度になります。

四親等の親族図



※数字は親等を表します

成年後見制度(任意後見)

●利用するには●

本人と任意後見人の間で、公証役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。本人の判断能力が不十分になったときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしますが、任意後見監督人が選任されて、初めて任意後見契約の効力が生じます。

●報酬について●

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。



●任意後見制度とは●

判断能力があるうちに、判断能力が不十分となったときの財産管理や施設への入所などの身上に関する事務を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

●任意後見人ができること●

代理権

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。(同意権、取消権は与えられません)

●任意後見契約に必要な書類と金額●

公正証書作成の基本手数料	11,000円～17,000円
登記に関する手数料等	6,000円
用紙代	文章の長さによって異なります。
添付書類	本人の 印鑑登録証明書(運転免許証でも可) 戸籍謄本、住民票 各1通
	任意後見受任者 任意後見人となる人の 印鑑登録証明書(運転免許証でも可) 住民票 各1通
その他	委任契約料金 20,000円～

●任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額●

申 立 書	必要事項を記載したもの。家庭裁判所で配布しています。
収入印紙	800円
郵便切手	4,000円程度
登記印紙	2,000円
添付書類	任意後見契約公正証書の写し それ以外は法定後見と同じです

家庭裁判所に提出

金額等についてはあくまでも目安なので、詳細は公証役場にお問い合わせ下さい。

●申立ての流れ●

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

●ご本人の判断能力が不十分になった場合●

任意後見監督人選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人(任意後見人を監督する人)の選任の申立てを行います。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。